

12. 認知症施策について

(1) 「認知症施策検討プロジェクトチーム」の設置について

認知症の方々は、今後高齢化のさらなる進展に伴い、急速に増加していくことが見込まれている。認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、医療、介護及び地域が有機的に連携したネットワークを形成し、効果的な支援を行うことが重要であり、関連する施策のより一層の充実を図っていくことが求められている。

また、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」（主担当：厚生労働大臣政務官）では、昨年9月以降、認知症と精神科医療について検討が行われ、認知症に対する精神科医療の役割、症状の面から見て退院可能な人が地域で暮らせるためのシステムづくり、できる限り地域での生活を継続するための地域支援の拡充について提言されている。

このため、認知症の方々が医療、介護等の支援を受けながら地域で生活を継続していくための支援の在り方を明確にし、厚生労働省としてより実効ある施策を講ずることを目指し、藤田厚生労働大臣政務官を主査とし省内の関係部局長等から構成されるプロジェクトチームを昨年11月に設置したところであり、具体的には、以下の事項について検討しているところである。

- ・ 認知症の早期診断、早期対応体制の確立
- ・ 認知症に対応した医療・介護サービス事業の普及（できる限り地域での生活を継続するための地域支援体制の整備）
- ・ 認知症の入院患者（特に精神科病院）の退院促進
- ・ 認知症のケアの標準化とそれに基づく人材育成のあり方
- ・ 市民後見人の育成など地域全体で、認知症の方々を支える体制の充実

当該プロジェクトチームについては、年度内を目途に今後の認知症施策の方向性についてとりまとめを行う予定であり、その内容については、各自治体に対して情報提供する予定であるので御了知願いたい。

(2) 平成24年度予算(案)について

認知症対策等総合支援事業 2, 199百万円(前年度比 199百万円増)

ア 市町村認知症施策総合推進事業

市町村において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、当該推進員を中心として、介護と医療の連携強化や、地域における支援体制の構築を図るために平成23年度から「市町村認知症施策総合推進事業」(平成23年6月6日付け老発0606第1号「認知症対策等総合支援事業の実施について」の別添3を参照)を実施しているところである。

平成24年度予算(案)においては、予算積算上、実施か所数を平成23年度と比較して25か所増やし、175か所で実施することを予定しているので、事業実施について積極的に取り組んでいただくよう管内市町村に周知願いたい。

ア 実施主体 市町村(175か所)

イ 補助率 10/10

なお、末尾(参考資料)に、市町村における認知症施策の実例として、熊本県の山鹿市の資料を添付したので参考とされたい。

イ 市民後見推進事業

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。また、今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが増えてくるものと想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人(以下「専門職後見人」という。)がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人(以下「市民後見人」という。)を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、平成23年度に「市民後見推進事業」（平成23年6月6日付け老発0606第1号「認知症対策等総合支援事業の実施について」の別添6を参照）を創設し、市町村において地域住民で後見業務に携わろうとする者に対する研修や後見活動を支援する仕組みを構築する等の事業を実施することとしたところである。

※ 本事業の各市町の実施状況については、厚生労働省ホームページ「市民後見関連情報」<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html>で公表

平成24年度予算（案）においては、予算積算上、実施か所数を平成23年度と比較して20か所増やし、40か所で実施することを予定しているため、事業実施について積極的に取り組んでいただくよう管内市町村に周知願いたい。

ア 実施主体 市町村（40か所）

イ 補助率 10/10

また、昨年、老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備（市民後見人の育成及び活用など）を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）され、本年4月1日に施行されるので、あわせて御留意願いたい。

なお、介護と連動する市民後見研究会（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）では、本年度の老人保健健康増進等事業において、「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」を作成し、都道府県向けに送付する予定であるので参考とされたい。参考までに当該研究会で検討中の「市民後見人養成のための研修カリキュラム（案）」を末尾（参考資料）に添付したので参照されたい。

ウ 事前協議について

認知症対策等総合支援事業については、平成24年度予算成立後、速やかに事前協議を行う予定であるため、末尾に参考資料として添付した「平成24年度介護保

険事業費補助金（認知症対策等総合支援事業）に係る協議書類の提出について（案）」を参考に、協議書類作成を準備願いたい。なお、協議書類の提出期限は、本年4月末を予定していることを申し添える。

（3）研修事業について

ア 研修事業の受講機会確保について

国庫補助による研修は、認知症対応型サービスの質の確保、かかりつけ医等による認知症の早期発見、早期対応の促進、高齢者の権利擁護の推進体制の構築等に資する重要な事業であり、その研修修了者も年々増加しているところである。

また、平成21年度介護報酬改定により、認知症専門ケア加算が創設され、加算の要件として「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症介護指導者養成研修」の修了者の配置が求められている。

都道府県・指定都市におかれては、国庫補助による研修、認知症介護実践研修について引き続き地域の実情に応じた受講の機会の確保を図るとともに、認知症介護指導者養成研修への積極的な推薦をお願いする。

また、特に居宅サービスの介護事業所に勤務する従事者を中心として、認知症ケアに関する研修の機会が少ないとの指摘もあり、居宅サービスの介護事業所に勤務する従事者も含めて認知症に対応できる人材を確保するための研修事業の受講機会の確保について、特段の配慮をお願いする。

イ 認知症地域医療支援事業について

認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修を修了した医師（以下「研修修了かかりつけ医」という。）は、必ずしも認知症の専門医ではないが、認知症医療や地域における医療・介護連携の推進に当たり必要不可欠な存在であり、都道府県・指定都市内の認知症施策の関係者及び地域住民が、これらの情報を共有することは極めて重要である。

このため、認知症サポート医や研修修了かかりつけ医の氏名及び所属医療機関名等について、研修修了者の同意を得た上で、リストを作成・更新し、管内医師会及

び市町村との連携の下、個人情報保護に配慮しつつ、地域包括支援センター及び地域住民に対する積極的な情報提供をお願いしたい。

また、認知症サポート医は、認知症施策を効果的にすすめる上で不可欠であることから、各都道府県・指定都市医師会とも十分に連携するとともに、平成22年度から実施している認知症サポート医フォローアップ研修を活用し、認知症サポート医ネットワークの形成及び認知症に関する最新かつ実用的な知識の取得を図り、認知症地域医療体制の強化に取り組まれない。

ウ 認知症介護実践研修について

本研修のうち、実践者研修が認知症高齢者グループホームにおける計画作成担当者の要件であるとともに、実践リーダー研修が認知症専門ケア加算の要件の1つであること等から、各都道府県・指定都市において実施される本研修の内容が一定以上の水準に確保されることが極めて重要である。

本研修については、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）において標準カリキュラムをお示しし、各都道府県・指定都市はこれを参考としてそれぞれの地域の実情に応じ独自の研修カリキュラムを作成いただいているところであるが、自治体によって、研修カリキュラムの内容にばらつきがみられるところである。

本研修が上記のとおり、人員基準の要件の1つであること及び認知症介護実践リーダー研修の標準カリキュラムに基づく研修を修了している者によるケアに対する評価として認知症専門ケア加算が設けられていることをご理解いただき、各都道府県・指定都市においては、適正な研修の実施につきご配慮願いたい。

（4）認知症サポーター等養成事業について

認知症の人は一般に環境の変化に弱いという特性があるため、なじみの地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、その地域において認知症の理解者を増やし、地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていくことが必要である。

そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することは地域における認知症施策を進めるうえで重要な取組である。

認知症サポーターの養成については平成26年までに、400万人を養成する目標を掲げており、平成23年12月31日現在で300万人に達したところである。認知症サポーター養成事業の自治体別の実施状況にはばらつきがあるが、地域における認知症についての正しい理解の普及・促進のため、引き続き積極的なサポーターの養成に取り組まれない。

なお、末尾（参考資料）に認知症サポーターの養成状況を掲載しているのので、参照されたい。

（５）認知症高齢者グループホームの利用者負担の軽減を行う事業について

低所得の要介護者が認知症高齢者グループホームに入居を希望する場合に利用者負担の軽減を行う事業について、平成24年度予算（案）において「地域支援事業交付金」の任意事業として実施することが可能となったので、地域の実情に応じて、事業を実施していただくよう管内市町村に周知願いたい。

なお、これに伴い「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日付け老発0609001号「地域支援事業の実施について」の別紙）の一部改正を予定しており、その内容については、追ってお示しする予定である。

（６）介護マークについて

介護する方が周囲から偏見や誤解を受けないことがないよう、静岡県において「介護マーク」を策定し、周知するとともに、平成23年4月から県内で配布する取組が行われている。昨年12月に静岡県より、この取組の全国的な普及を図ってほしいとの要望書の提出を受け、藤田厚生労働大臣政務官より「介護マーク」について周知を図っていきたい旨の発言があったところである。

末尾（参考資料）に添付した「「介護マーク」の普及について」（平成23年12月13日付け事務連絡）のとおり、各都道府県におかれても、障害保健福祉担当部局とも連携

のうえ、管内市町村へ情報提供するなど、周知にご協力願いたい。

(7) 自己評価・外部評価制度の適切な運用について

介護サービスにおける小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の自己評価及び外部評価については、「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について(平成18年10月17日付老計発第1017001号老健局計画課長通知)(以下「計画課長通知」という。)」の2(2)において、都道府県は原則として少なくとも年1回実施させるものとしているところである。

そのうえで、平成21年度から外部評価については、事業所が計画課長通知の2(3)に定める一定の要件を満たす場合は、計画課長通知の2(2)の規定にかかわらず、都道府県は当該事業所の外部評価の実施回数を2年に1回に緩和することができることとされているところであるが、この規定は外部評価の実施回数だけの緩和を示すものであり、自己評価については原則として少なくとも年1回実施させるものであるため、都道府県におかれては、適切な制度の運用をお願いしたい。